

【閱覽用】

令和4年2月25日提出

令和4年3月那須塩原市議会
定例会議議案

那須塩原市

令和4年3月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
同意第1号	那須塩原市教育委員会委員の任命について	総務部
同意第2号	人権擁護委員の候補者の推薦について	保健福祉部
議案第1号	令和3年度那須塩原市一般会計補正予算(第10号)	総務部
議案第2号	令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	保健福祉部
議案第3号	令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	保健福祉部
議案第4号	令和3年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第4号)	保健福祉部
議案第5号	令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第2号)	塩原支所
議案第6号	令和3年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第2号)	上下水道部
議案第7号	令和3年度那須塩原市下水道事業会計補正予算(第2号)	上下水道部
議案第8号	令和4年度那須塩原市一般会計予算	総務部
議案第9号	令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算	保健福祉部
議案第10号	令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算	保健福祉部
議案第11号	令和4年度那須塩原市介護保険特別会計予算	保健福祉部
議案第12号	令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計予算	塩原支所
議案第13号	令和4年度那須塩原市墓地事業特別会計予算	市民生活部
議案第14号	令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算	産業観光部
議案第15号	令和4年度那須塩原市水道事業会計予算	上下水道部
議案第16号	令和4年度那須塩原市下水道事業会計予算	上下水道部
議案第17号	那須塩原市自治会活動の促進に関する条例の制定について	企画部
議案第18号	那須塩原市墓地管理基金条例の制定について	市民生活部
議案第19号	那須塩原市木の俣園地条例の制定について	産業観光部
議案第20号	那須塩原市有墓地条例の全部改正について	市民生活部
議案第21号	那須塩原市個人情報保護条例の一部改正について	総務部
議案第22号	那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について	総務部
議案第23号	那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務部
議案第24号	那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務部
議案第25号	那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について	保健福祉部
議案第26号	那須塩原市手数料条例の一部改正について	産業観光部
議案第27号	那須塩原市体育施設条例及び那須塩原市塩原B&G海洋センター条例の一部改正について	教育部
議案第28号	那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について	市民生活部
議案第29号	那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の一部改正について	市民生活部
議案第30号	那須塩原市都市公園条例の一部改正について	建設部
議案第31号	契約の変更について	建設部

議案第32号	財産の処分について	産業観光部
議案第33号	那須塩原市DX推進戦略について	企画部
議案第34号	那須塩原クリーンセンター長寿命化総合計画について	市民生活部
議案第35号	那須塩原市気候変動対策計画について	気候変動対策局
議案第36号	那須塩原市成年後見制度利用促進基本計画について	保健福祉部
議案第37号	那須塩原市酪農・肉用牛生産近代化計画について	産業観光部
議案第38号	那須塩原市学校教育情報化推進計画について	教育部
議案第39号	那須塩原市水道事業基本計画及び那須塩原市水道事業経営戦略について	上下水道部
議案第40号	公の施設の区域外設置に関する協議について	市民生活部
報告第1号	専決処分の報告について〔契約の変更〕	教育部
報告第2号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	子ども未来部
報告第3号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	子ども未来部
報告第4号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	産業観光部
報告第5号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部

同意 第1号

那須塩原市教育委員会委員の任命について

次の者を那須塩原市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住 所 那須塩原市塩原770番地
氏 名 臼井 祥朗
生年月日 昭和40年 7月 8日

同意 第2号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住 所 那須塩原市下永田7丁目1082番地36
氏 名 鈴木 幸江
生年月日 昭和32年11月 6日

議案 第1号

令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第10号）を別冊のとおり提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第2号

令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第3号

令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第4号

令和3年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和3年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第5号

令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第6号

令和3年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）

令和3年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第7号

令和3年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第2号）

令和3年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第8号

令和4年度那須塩原市一般会計予算

令和4年度那須塩原市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第9号

令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算

令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第10号

令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第11号

令和4年度那須塩原市介護保険特別会計予算

令和4年度那須塩原市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第12号

令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計予算

令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第13号

令和4年度那須塩原市墓地事業特別会計予算

令和4年度那須塩原市墓地事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第14号

令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算

令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第15号

令和4年度那須塩原市水道事業会計予算

令和4年度那須塩原市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第16号

令和4年度那須塩原市下水道事業会計予算

令和4年度那須塩原市下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第17号

那須塩原市自治会活動の促進に関する条例の制定について

上記議案を提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市自治会活動の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域社会において自治会が重要な役割を担っていることに鑑み、自治会活動の促進に関し、基本理念を定め、市民、自治会、那須塩原市自治会長連絡協議会（以下「協議会」という。）、事業者、住宅関連事業者及び市の役割を明らかにすることにより、市民が相互に支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者をいう。
- (2) 自治会 本市の一定の区域に居住する者の地縁に基づいて形成された団体であって、協議会を構成しているものをいう。
- (3) 地域住民 自治会の区域内に居住する者をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (5) 住宅関連事業者 市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理（以下「住宅の建築等」という。）を業として行う者（これらの代理又は媒介をする者を含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 自治会活動の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民が相互に交流を深め、協力と支え合いの精神に基づく自主的な活動が行われるようにすること。
- (2) 市民の多様な価値観及び自主性を尊重するとともに、自治会の自立性及び個性を損なわないよう配慮すること。
- (3) デジタル化や少子高齢化などに起因する生活様式の変化を的確に捉え、社会情勢に合わせた活動が行われるようにすること。
- (4) 市民、自治会、協議会、事業者、住宅関連事業者及び市の相互理解と協働により行われること。

(市民の役割)

第4条 市民は、地域社会の一員であることを認識し、自治会への加入及び自治会活動への参加に努めるものとする。

(自治会の役割)

第5条 自治会は、地域住民の自発的な自治会への加入を促進するよう努めるものとする。

- 2 自治会は、その活動が地域住民及び事業者にとって参加しやすいものとなるよう努めるものとする。
- 3 自治会は、自治会活動に関する情報を地域住民に積極的に提供し、その運営について透明性の向上を図り、開かれた組織づくりに努めるものとする。
- 4 自治会は、地域を担う人材の育成に努めるものとする。
- 5 自治会は、地域が抱える課題を把握し、その解決に向けた取組の実践に努めるものとする。

(協議会の役割)

第6条 協議会は、自治会の地域課題の解決や地域活動の活性化に向けた自主的かつ自立的な活動を推進するための環境づくりに努めるものとする。

- 2 協議会は、自治会相互の連絡調整を図るとともに、市内における自治会への加入及び自治会活動への参加を促進するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、本市の一定の区域に居住する者の地縁に基づいて形成された団体であって、協議会を構成していないもの（以下「自主グループ」という。）が自治会として組織化することへの協力を努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、事務所又は事業所が所在する地域において行われる自治会活動への参加及び協力を努めるものとする。

2 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会に加入すること及び自治会活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

(住宅関連事業者の役割)

第8条 住宅関連事業者は、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の自治会に関する情報を提供し、自治会への加入を促すよう努めるものとする。

2 住宅関連事業者は、自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関する市の施策及び協議会の取組に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第9条 市は、市民の自発的な自治会への加入及び自治会活動への参加を促進するため、積極的な広報及び啓発を行うものとする。

2 市は、市民が自治会を組織すること及び自主グループが自治会として組織化することに対し、情報の提供及び助言を行うものとする。

3 市は、自治会及び協議会の主体的な活動を促進するために必要な支援を行うものとする。

4 市は、自治会の協力を得て事業を実施する場合は、自治会の負担が過重にならないよう努めるものとする。

5 市は、職員がその居住する地域の自治会に加入すること及び自治会活動に参加することの促進に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案 第18号

那須塩原市墓地管理基金条例の制定について

上記議案を提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市墓地管理基金条例

(設置)

第1条 墓地の管理に要する経費の財源に充てるため、那須塩原市墓地管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、那須塩原市墓地事業特別会計に生じた決算上の剰余金の全部又は一部とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、墓地の管理に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は

一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案 第19号

那須塩原市木の俣園地条例の制定について

上記議案を提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市木の俣園地条例

(設置)

第1条 地域のかげがえのない自然環境を保存し、後世に引き継ぐため、那須塩原市木の俣園地（以下「木の俣園地」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 木の俣園地の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(施設)

第3条 木の俣園地に次に掲げる施設を置く。

- (1) ふれあい広場
- (2) 交流広場
- (3) 公衆トイレ
- (4) 駐車場
- (5) 遊歩道
- (6) 巨岩吊り橋

(行為の制限)

第4条 木の俣園地において次に掲げる行為をするため、その全部又は一部の区域を独占して利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売及び頒布、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 営利を目的として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
- (3) 興行を行うこと。

- (4) 展示会、博覧会その他これらに類する行為をすること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長の定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた内容を変更するときは、市長へ届け出るものとする。
- 4 市長は、第1項の許可に木の俣園地の管理上必要な範囲で条件を付することができる。

(行為の禁止)

第5条 木の俣園地においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) バーベキュー（火気を用いて食品を調理する行為をいう。）、たき火（火をたく行為をいう。）その他これらに類する行為をすること。ただし、交流広場において直火（地面で直接火をたく行為をいう。）を避け、専用の用具を用いて行う場合を除く。
- (2) キャンプ（テントその他簡易な宿泊の用に供することができる用具を用い、又は用いないで行う野営をいう。）をすること。
- (3) 花火（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火の爆発又は燃焼をいう。）をすること。
- (4) 拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発すること。
- (5) ペットを放し飼いにすること。
- (6) ごみ（空き缶、たばこの吸い殻、紙くず、ペットの糞その他これらに類するもので、投棄されることによって散乱の原因となるものをいう。）を投棄すること。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、第4条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又はその行為を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) その他市長が必要であると認めるとき。

(供用期間及び供用時間)

第7条 第3条の施設のうち公衆トイレ及び駐車場の供用期間及び供用時間は、規則で定める。

(使用料)

第8条 駐車場を利用する者は、規則で定める期間にあつては、別表第2に規定する額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、駐車場に入車したときに納付するものとする。

3 第4条第1項の許可を受けて木の俣園地を利用する者は、那須塩原市行政財産使用料条例(平成17年那須塩原市条例第69号)第3条に規定する額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第9条 市長は、特別の事由があると認めるときは、前条第1項又は第3項の使用料を免除することができる。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、施設の利用を完了したとき、又は第6条の規定により許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 利用者は、施設又は附属設備を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、利用者の責めに帰することができない事由その他市長がやむを得ないと認める事由があるときは、この限りでない。

(罰則)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、1万円以下の過料に処することができる。

(1) 第4条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

(2) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
那須塩原市木の俣園地	那須塩原市百村字石滝3074番2
	那須塩原市百村字石滝3074番4
	那須塩原市百村字石滝3074番5
	那須塩原市百村字屋敷内国有林173林班そ小班

	那須塩原市百村字屋敷内国有林 1 7 3 林班つ小班 那須塩原市百村字屋敷内国有林 1 7 3 林班ね小班
--	--

別表第 2 (第 8 条関係)

区分	使用料
バス	1, 0 0 0 円
普通自動車 小型自動車 軽自動車	5 0 0 円
二輪自動車	2 0 0 円

備考

- 1 「バス」とは、道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号。以下「省令」という。）別表第 1 に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員 1 1 人以上のものをいう。
- 2 「普通自動車」とは、省令別表第 1 に規定する普通自動車のうち、貨物の運送の用に供する普通自動車及び人の運送の用に供する乗車定員 1 1 人以上の普通自動車を除いたものをいう。
- 3 「小型自動車」とは、省令別表第 1 に規定する小型自動車のうち、二輪自動車を除いたものをいう。
- 4 「軽自動車」とは、省令別表第 1 に規定する軽自動車のうち、二輪自動車を除いたものをいう。
- 5 「二輪自動車」とは、二輪自動車及び原動機付自転車をいう。

議案 第20号

那須塩原市有墓地条例の全部改正について

上記議案を提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市有墓地条例

那須塩原市有墓地条例(平成17年那須塩原市条例第151号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、那須塩原市有墓地(以下「市有墓地」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市有墓地 使用区画及びその周辺の緑地並びにこれらの附帯施設の総称
- (2) 使用区画 墳墓を設けるために、市長が指定した区画
- (3) 納骨堂 焼骨を収蔵する施設
- (4) 墳墓 焼骨を埋蔵する施設
- (5) 使用者 第10条第1項の使用許可を受けた者又は第16条第1項の規定により使用权を承継した者
- (6) 使用权 使用区画を使用する権利

(名称及び位置)

第3条 公共の福祉及び公衆衛生の向上に資するため、市有墓地を設置し、その名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(使用の目的)

第4条 使用区画は、墳墓の用に供する目的以外に使用することができない。

(申込者の資格)

第5条 使用区画の使用の申込みができる者は、本市に住所を有し、現に墳墓を設置するための場所又は納骨堂を使用しておらず、焼骨を埋蔵しようとする者とする。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用区画数の制限)

第6条 使用者が使用できる使用区画は、1区画とする。ただし、第16条第1項の規定により使用权を承継したときは、この限りでない。

(使用区画の公募)

第7条 市長は、使用区画を使用させようとするときは、公募を行うものとする。

2 前項の規定による使用区画の公募は、那須塩原市広報その他の方法により、次に掲げる事項を公示して行うものとする。

- (1) 公募の期間
- (2) 公募する市有墓地の名称、位置、使用料及び管理料
- (3) 使用者の資格
- (4) 公募する使用区画の数
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(使用予定者の申込み)

第8条 使用区画を使用しようとする者は、当該公募の期間内に、市長にその旨を申し込み、使用予定者（使用区画の使用予定者をいう。以下同じ。）の決定を受けなければならない。

2 前項の規定による申込みは、次に掲げる事項を記載した申込書に使用区画の使用の申込みができる者の資格を有することを証明する書類を添付し、市長に提出してしなければならない。

- (1) 使用する市有墓地の名称
- (2) 申込みをする者の氏名、本籍地及び住所
- (3) 使用区画を使用しようとする事由

(使用予定者の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申込みをした者（以下「申込者」という。）を使用予定者に決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申込者の数が公募する使用区画の数を超えるときは、抽選により使用予定者を決定するものとする。

(使用の許可)

第10条 前条第1項又は第2項の規定により使用予定者の決定を受けた者は、使用区画の使用に係る市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、使用許可をするときは、使用区画の番号を指定し、及び市有墓地の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の申請)

第11条 使用許可を受けようとする者は、使用予定者の決定を受けた日から10日以内に市長に使用許可の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出してしなければならない。

- (1) 許可を受ける市有墓地の名称
- (2) 使用予定者の氏名、本籍地及び住所
- (3) 使用区画を使用しようとする事由

(代理人の選定)

第12条 使用者は、市内に住所を有しないとき、又は市内に住所を有しなくなったときは、市内に住所を有する者の中から代理人を選定しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

2 使用者は、前項の規定により代理人を選定したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 市有墓地の名称及び使用区画の番号
- (2) 選定した代理人の氏名、本籍地及び住所
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 使用者は、前項の規定により届け出た内容に変更が生じたときは、変更のあった事項を記載した届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

4 代理人は、使用者に代わり、その義務を負わなければならない。

(使用区画の管理)

第13条 使用者は、市有墓地の清潔の保持に努めなければならない。

2 使用者は、墳墓、囲障、植栽及びその他の工作物（以下「工作物等」という。）の転倒又は他人に危険若しくは迷惑を及ぼすおそれがあるときは、速やかに修理その他の必要な措置を講じなければならない。

(墳墓工事の届出等)

第14条 使用者は、その使用区画において工作物等の新設、改修又は移転（以下「墳墓工事」という。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書に墳墓工事に係る工作物等の構造に関する書類を添付し、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、市有墓地の管理上必要とする軽易な作業を行おうとするときは、この限りでない。

- (1) 市有墓地の名称及び使用区画の番号
- (2) 工事の種別、概要、工期及び施工業者

2 使用者は、別表第2に定める基準を満たさない工作物等を設置してはならない。

3 使用者は、墳墓工事を終了したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を速やかに市長に提出し、その検査を受けなければならない。

- (1) 市有墓地の名称及び使用区画の番号
- (2) 工事の種別、完了年月日及び施工業者
(使用権の譲渡の禁止)

第15条 使用者は、使用権を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(使用権の承継)

第16条 前条の規定にかかわらず、使用者の死亡その他の事由により、当該使用者に代わって祭しを主宰すべき者となった者は、使用権を承継することができる。

2 前項の規定により使用権を承継した者（以下「承継者」という。）は、次に掲げる事項を記載した届出書に承継の事由を証明する書類及び使用者と承継者の関係が確認できる書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 市有墓地の名称及び使用区画の番号
- (2) 使用者の氏名
- (3) 承継者の氏名、本籍地、住所及び使用者との続柄
- (4) 使用区画を承継した事由

(使用権の消滅)

第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用権は消滅する。

- (1) 使用者が死亡し、又は所在不明となり、かつ、使用者の相続人、親族、縁故者その他の使用者に代わり祭しを主宰する者がなく10年を経過したとき。
- (2) 使用者が、これを返還したとき。

(使用許可の取消し)

第18条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用区画を第4条に規定する目的以外に使用したとき。
- (2) 不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) その他この条例の規定に違反したとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消された者は、速やかに使用区画を原状に回復し、市に返還しなければならない。

3 使用者は、前項の規定による原状の回復が完了したときは、市長の検査を受けなければならない。

(改葬)

第19条 市長は、第17条第1号に規定する事由により使用権が消滅したときは、埋葬した死体又は埋蔵した焼骨を一定の場所に改葬し、又は使用区画にある工作物等を撤去することができる。

(埋蔵等の届出)

第20条 使用者は、使用区画に焼骨を埋蔵し、又は改葬しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書にその焼骨が火葬又は改葬の許可を受けていることを証明する書類を添付し、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 市有墓地の名称及び使用区画の番号
- (2) 埋蔵し、又は改葬する故人の氏名、本籍地、住所及び使用者との続柄
- (3) 埋蔵し、又は改葬する故人が死亡した年月日
- (4) 埋蔵し、又は改葬する年月日

(使用料)

第21条 使用者は、使用許可を受けたときは、別表第3に定める使用料を速やかに納付しなければならない。

2 既に収めた使用料は、還付しない。

3 前項の規定にかかわらず、第17条第2号に該当する場合であつて、使用許可を受けた日から使用区画に工作物等を設置せず未使用で返還したときは、市長は、使用者の請求により使用料の全部又は一部を還付することができる。

4 前項の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を市長に提出してしなければならない。

- (1) 使用料の還付を受ける市有墓地の名称及び使用区画の番号
- (2) 還付を請求する金額
- (3) 還付を請求する事由
- (4) 還付金の振込先に関する情報

5 還付の割合は、規則で定める。

(管理料)

第22条 使用者は、別表第3に定める管理料を規則で定める納期限までに納付しなければならない。

2 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用者の申請により管理料を減額し、又は免除することができる。

3 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に減額又は免除を必要とする事由を証明する書類を添付し、市長に提出してしなければならない。

(1) 管理料の減額又は免除を受ける市有墓地の名称及び使用区画の番号

(2) 減額又は免除を受ける金額

(3) 既に収めた管理料の額

(4) 減額又は免除を受ける事由

4 既に収めた管理料は、還付しない。

(許可証の交付等)

第23条 市長は、第16条第2項の規定による届出があったとき、又は使用者が第21条第1項の規定により使用料を納付したときは、当該使用者に対し、許可証を交付するものとする。

2 使用者は、許可証を紛失し、滅失し、又は汚損したときは、市有墓地の名称及び使用区画の番号を記載した申請書を速やかに市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

(墓地の返還)

第24条 使用者は、使用区画を使用する必要がなくなったときは、速やかに市に返還するものとする。

2 使用者は、前項の規定により使用区画を返還しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 返還する使用区画の番号及び許可年月日

(2) 返還する事由

(3) 返還する年月日

3 前項の場合において、使用者は、あらかじめ使用区画を原状に回復しなければならない。

4 使用者は、前項の規定による原状の回復が完了したときは、市長の検査を受けなければならない。

(使用者の住所等の変更)

第25条 使用者は、その氏名、本籍地又は住所に変更が生じたときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該事項を証明する書類を添付し、速やかに市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

- (1) 市有墓地の名称及び使用区画の番号
- (2) 変更する事項及びその内容

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(許可に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の那須塩原市有墓地条例第4条第1項の許可を受けている者は、改正後の第10条第1項の使用許可を受けたものとみなす。

(工作物等に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に赤田霊園1号墓地、赤田霊園2号墓地及び塩原温泉さくら公園墓地以外の市有墓地に設置されている工作物等については、第14条第2項の規定は、適用しない。

別表第1 (第3条関係)

名称	位置
永田墓地	那須塩原市下永田1丁目2番地2
二つ室墓地	那須塩原市緑1丁目10番地
二区墓地	那須塩原市二区町412番地
上赤田墓地	那須塩原市上赤田238番地824 那須塩原市上赤田295番地
西赤田墓地	那須塩原市西赤田293番地1 那須塩原市西赤田293番地2
三島1号墓地	那須塩原市西三島7丁目289番地4
三島2号墓地	那須塩原市三区町5番地8 那須塩原市三区町5番地14
三島3号墓地	那須塩原市三区町5番地7

赤田霊園1号墓地	那須塩原市西赤田281番地1
赤田霊園2号墓地	那須塩原市西赤田265番地2
塩原温泉さくら公園墓地	那須塩原市塩原982番地

別表第2（第14条関係）

工作物等の種別	地盤面からの高さ
墓石（墓石と一体として設置する工作物等を含む。）	2.5メートル以内
囲障	0.9メートル以内
植栽	0.9メートル以内
その他の工作物	1.5メートル以内（囲障の上に設置する場合は、囲障の高さを含む。）

別表第3（第21条、第22条関係）

市有墓地の種別	使用料	管理料（年額）
三島3号墓地	1平方メートルにつき 29,000円	1区画につき 2,000円
赤田霊園1号墓地	1平方メートルにつき 40,000円	1区画につき 2,000円
赤田霊園2号墓地	1区画につき 340,000円	1区画につき 2,000円
塩原温泉さくら公園墓地	1区画につき 200,000円 （本市に住所を有しない者にあつては、400,000円）	1区画につき 2,000円
その他の市有墓地	1平方メートルにつき 16,000円	1区画につき 2,000円

議案 第21号

那須塩原市個人情報保護条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市個人情報保護条例の一部を改正する条例

那須塩原市個人情報保護条例（平成20年那須塩原市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同条第4号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第3項」に改める。

第3条中「（平成15年法律第57号）」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案 第22号

那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年那須塩原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

別表第1の6の項の次に次のように加える。

6の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
---	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案 第23号

那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市職員の育児休業等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「第2条の3第3号において「1歳6月到達日」という。」を「以下「1歳6月到達日」という。」（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）に、「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第2条の3第2号中「以下この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日（当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日において育児休

業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6月到達日において地方等育児休業をしている場合

- (2) 当該子の1歳6月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「該当すること」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第20条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第24条を第26条とし、第23条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第24条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案 第24号

那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年那須塩原市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 那須塩原市職員の給与に関する条例（平成17年那須塩原市条例第50号。以下「給与条例」という。）第6条の2（第5号に係る部分に限る。）の規定は、会計年度任用職員の給与の支給に適用する。

第5条第2項中「那須塩原市職員の給与に関する条例（平成17年那須塩原市条例第50号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

第12条に次の1項を加える。

- 4 期末手当の基準日において、心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされている第2号会計年度任用職員の期末手当については、次の各号に掲げる心身の故障の事由に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病 給与条例第18条第1項の規定（期末手当の部分に限る。）が適用されるものとして第1項から前項までの規定を適用する。
 - (2) 心身の故障が前号以外によるもの 当該休職の期間の初日の前日において退職した者として、第1項から前項までの規定を適用する。

第22条に次の1項を加える。

4 第12条第4項の規定は、第1号会計年度任用職員の期末手当について適用する。

第27条第1項中「第1号会計年度任用職員が」を「第1号会計年度任用職員に通勤手当が支給されるものとした場合に、」に、「ときは」を「第1号会計年度任用職員には、通勤手当に代え」に改め、同条第2項中「その支給の単位となる一定の期間」を「通勤に係る費用弁償の支給の単位となる一定の期間（以下「支給単位期間」という。）」に改め、「第8項まで」の次に「(第5項を除く。)」を加え、同項後段を削り、同条第3項中「通勤に係る費用弁償の支給の単位となる一定の期間」を「支給単位期間」に改め、同条に次の1項を加える。

4 通勤に係る費用弁償は、支給単位期間の最初の月の勤務に係る第16条の規定による報酬の支給の日に支給する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案 第25号

那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那須塩原市国民健康保険税条例（平成17年那須塩原市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「16万円」を「17万円」に改める。

第3条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「100分の7.9」を「100分の7.4」に改める。

第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「次号、第8条及び第23条」を「次号、第8条及び第23条第1項」に、「第3号、第8条及び第23条」を「第3号、第8条及び同項」に、「19,000円」を「1万9,000円」に改め、同条第3号中「14,250円」を「1万4,250円」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第15条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及

びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 150円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5, 250円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8, 400円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万500円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 885円
 - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 475円
 - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 360円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2, 950円

第24条中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第23条」を「第23条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第9項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第10項及び第11項中「第27条」を「第23条第1項」に改める。

附則第12項及び第13項中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項及び第4項、第3条

第1項、第5条第1号並びに第15条第1項の改正規定、第23条の改正規定（「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分を除く。）並びに第24条の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「、前条」を「、前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の那須塩原市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案 第26号

那須塩原市手数料条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市手数料条例の一部を改正する条例

那須塩原市手数料条例（平成17年那須塩原市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1申請手数料の部に次のように加える。

砂利採取法（昭和43年法律第74号） 第16条の規定に基づく砂利の採取計画 の認可（河川管理者として行うものを除 く。）	1件につき	33,900
砂利採取法第20条第1項の規定に基づ く砂利の採取計画の変更の認可（河川管 理者として行うものを除く。）	1件につき	15,000

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案 第27号

那須塩原市体育施設条例及び那須塩原市塩原B&G海洋センター条例の一部
改正について

上記議案を提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市体育施設条例及び那須塩原市塩原B&G海洋センター条例の一部
を改正する条例

(那須塩原市体育施設条例の一部改正)

第1条 那須塩原市体育施設条例(平成17年那須塩原市条例第116号)の一部を
次のように改正する。

別表第2中「

午前8時30分から午後9時30分まで	12月28日から翌年1月4日 まで
午前8時30分から午後9時30分まで	
午前8時30分から午後9時30分まで	
午前8時30分から午後5時まで	
午前8時30分から午後9時30分まで	

」を「

午前8時30分から午後9時30分まで	12月29日から翌年1月3日 まで
午前8時30分から午後9時30分まで	
午前8時30分から午後9時30分まで	
午前8時30分から午後5時まで	
午前8時30分から午後9時30分まで	

」に改める。

(那須塩原市塩原B&G海洋センター条例の一部改正)

第2条 那須塩原市塩原B&G海洋センター条例(平成17年那須塩原市条例第117号)の一部を次のように改正する。

別表第1 体育館の項中「1月5日から12月27日まで」を「1月4日から12月28日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案 第28号

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成17年那須塩原市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「土砂等の汚染状態について、」を削る。

第8条第1項に次の2号を加える。

(7) 土砂等の埋立て等に用いる土砂等が改良土（土砂（泥土を含む。）又は建設汚泥にセメント又は石灰を混合し、化学的に処理したものをいう。）でないこと。

(8) 土砂等の埋立て等に用いる土砂等の発生場所が栃木県内であって、当該発生場所から直接に搬入されるものであること。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

第8条第2項第1号中「前項第1号から第3号まで及び第5号」を「前項各号（第4号及び第6号を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案 第29号

那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例（令和2年那須塩原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2条第3項」を「第2条第2項」に、「同条第4項第1号」を「同条第3項第1号」に改める。

第2条第4号に次のように加える。

オ 営農型太陽光発電設備（農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に設置される太陽光発電設備をいう。以下この号において同じ。）であって、那須塩原市農業委員会が判定した荒廃農地に設置されるもの（第6条に規定する禁止区域に設置されないものに限る。）

カ 営農型太陽光発電設備であって、再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に規定する特定契約又は同法第2条の2第1項に規定する市場取引等をしないうで設置されるもの（第6条に規定する禁止区域に設置されないものに限る。）

キ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第5項第3号に規定する促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設として設置される太陽光発電設備（第6条に規定する禁止区域に設置されないも

のに限る。)

ク 市の脱炭素化に寄与し、研究目的で設置される太陽光発電設備であって、市長が特に必要と認めたもの（第6条に規定する禁止区域に設置されないものに限る。)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案 第30号

那須塩原市都市公園条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市都市公園条例の一部を改正する条例

那須塩原市都市公園条例（平成17年那須塩原市条例第189号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「1月5日から12月27日まで」を「1月4日から12月28日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案 第31号

契約の変更について

平成31年第1回那須塩原市議会定例会において議会の議決を得て締結した市道旧川西2号線橋りょう修繕工事業務委託契約について、契約金額を次のとおり変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

契約金額	変更前	355,161,450円
	変更後	329,900,211円

議案 第32号

財産の処分について

次の財産の処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- 1 土地の所在 那須塩原市高林字巻川西1251番18
- 2 地目、地積 宅地 16,868.23㎡
- 3 売却の方法 随意契約
- 4 売却予定価格 153,500,893円
- 5 売却の相手方 長野県上水内郡飯綱町大字赤塩204番地2
株式会社ミスズライフ
代表取締役 一山 哲也

議案 第33号

那須塩原市DX推進戦略について

那須塩原市DX推進戦略を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第34号

那須塩原クリーンセンター長寿命化総合計画について

那須塩原クリーンセンター長寿命化総合計画を別冊のとおり定めることについて、
那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定
に基づき、議会の議決を求める。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第35号

那須塩原市気候変動対策計画について

那須塩原市気候変動対策計画を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第36号

那須塩原市成年後見制度利用促進基本計画について

那須塩原市成年後見制度利用促進基本計画を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第37号

那須塩原市酪農・肉用牛生産近代化計画について

那須塩原市酪農・肉用牛生産近代化計画を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第38号

那須塩原市学校教育情報化推進計画について

那須塩原市学校教育情報化推進計画を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第39号

那須塩原市水道事業基本計画及び那須塩原市水道事業経営戦略について

那須塩原市水道事業基本計画及び那須塩原市水道事業経営戦略を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第40号

公の施設の区域外設置に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、次のとおり大田原市が公の施設を区域外設置することについて協議するため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- 1 施設の名称 大田原市自家用有償バス路線（金田方面循環線）及び停留所（那須脳神経外科病院）
- 2 設置の場所 (1) 運行路線（大田原市役所から那須脳神経外科病院まで）
 - ① 主要地方道大田原芦野線
大田原市境から市道野間縦3号線交差点まで
 - ② 市道野間縦3号線
主要地方道大田原芦野線交差点から那須脳神経外科病院まで(2) 停留所（那須脳神経外科病院）
那須塩原市野間453番14
- 3 経費の負担 施設の設置及び設置後の施設維持管理に関する経費については、大田原市が負担する。

報告 第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第20号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年12月22日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

契約の変更について

令和3年第2回那須塩原市議会定例会において議会の議決を得て締結したいちご一会とちぎ国体馬術競技会場整備工事契約について、契約金額を次のとおり変更する。

契約金額	変更前	412,500,000円
	変更後	423,951,000円

報告 第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年12月20日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和3年10月26日、那須塩原市〇〇〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 178,486円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は178,486円とし、過失割合は市側が100パーセントとする。
市は、上記損害額を相手側の修理先に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 宇都宮市〇〇〇〇
〇〇 〇〇

報告 第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年 1月18日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和3年10月26日、那須塩原市〇〇〇〇地内において発生した事故による相手方のけがについて、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 333,604円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は333,604円とし、過失割合は市側が100パーセントとする。
市は、上記損害額を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 宇都宮市〇〇〇〇
〇〇 〇〇

報告 第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年 1月18日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和3年9月21日、那須塩原市〇〇〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 3,403円
- 2 和解の内容 損害額は市側が205,282円、相手側が4,004円とし、過失割合は市側が85パーセント、相手側が15パーセントとする。
各々の賠償額を相殺し、相手方は、市に27,389円を支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 所有者 東京都〇〇〇〇
〇〇 〇〇
運転者 矢板市〇〇〇〇
〇〇 〇〇

報告 第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年 2月25日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年 1月19日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和3年11月9日、那須塩原市〇〇〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 12,342円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は20,570円とし、過失割合は市側が60パーセント、相手側が40パーセントとする。
市は、市責任額12,342円を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇〇〇
〇〇 〇〇